（様式第８）

　　　　　年 月 日

全国商工会連合会　会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名　　　　　　　印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書

小規模事業者持続化補助金＜災害支援枠（令和６年能登半島地震）＞交付規程第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）

　　　　小規模事業者持続化補助金事業

　　　　（20●年　月　日交付決定（●次受付締切分））

２．事業期間

　　　　開始　　20●年　　月　　日

　　　　終了　　20●年　　月　　日

３．実施した補助事業の概要

（１）事業者名

（２）事業名

（３）事業の具体的な取組内容

（４）事業成果（概要）

（５）事業経費の状況

　　　・支出内訳書（別紙３）

（６）本補助事業がもたらす効果等

（７）本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

（別紙３）【様式第８：実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名：

番　　号：

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 補助対象経費 |
| １．機械装置等費 |  |
| ２．広報費 |  |
| ３．ウェブサイト関連費（①） |  |
| ４．展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む) |  |
| ５．旅費 |  |
| ６．新商品開発費 |  |
| ７．資料購入費 |  |
| ８．借料 |  |
| ９．設備処分費（②） |  |
| 10．委託・外注費 |  |
| 11．車両購入費 |  |
| （上記３.を除く）補助対象経費小計（③） |  |
| （上記３.のみ）補助対象経費小計（④） |  |
| 補助対象経費合計（上記1．～11.）（⑤） |  |
| ②≦⑤×1/2かつ②が申請・交付決定時の計上額の範囲内  →　はい・いいえ　※いいえの場合は実績報告ができません。 |  |
| （１）③の3分の2以内の金額（円未満は切り捨て） |  |
| （２）④の3分の2以内の金額（円未満は切り捨て） |  |
| （３）(1)+(2)の合計額 |  |
| （４）交付決定通知書記載の補助金の額  （計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額） |  |
| （５）補助金額（(3)または(4)のいずれか低い額） |  |
| （６）収益納付額（控除される額）（※１） |  |
| 交付を受ける補助金額（精算額）（５）－（６） |  |
| (2)≦(5)×1/4であるか（※２） | はい　・　いいえ  ※いいえの場合は実績報告ができません。 |

※1：収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます(別紙4の納付額（F）に記載がある場合は、「収益納付額(控除される額)」の欄に、別紙4の納付額（F）を記入)。

※2：ウェブサイト関連費は、交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1/4が上限  
（直接被害の場合最大50万円、間接被害の場合最大25万円）。

（別紙４）【様式第８：実績報告書に添付】

収益納付に係る報告書

事業者名：

番　　号：

　20●年　月　日付けで交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、小規模事業者持続化補助金＜災害支援枠（令和６年能登半島地震）＞交付規程第２５条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

１．補助事業の実施結果の事業化　　　　　　　　　　　有　　　無

２．産業財産権等の譲渡または実施権の設定　　　　　　有　　　無

３．その他補助事業の実施により発生した収益　　　　　有　　　無

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 補助金額（A） | 補助対象経費（B） | 補助事業に係る売上額（C） | 補助事業に係る収益額（D） | 控除額（Ｅ） | 納付額（Ｆ） |
|  |  |  |  |  |  |  |

【記載注意事項】

（１）１．～３．においてすべて「無」（１．については、事業実施期間内に売上なし）の場合には、

上記の表への記入は不要。

（２）「補助金額（Ａ）」は、別紙３（５）に記載の額をいう。

（３）「補助事業対象経費（Ｂ）」とは、別紙３の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計（上記1．～11.）」をいう。

（４）「補助事業に係る売上額（Ｃ）」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。

（５）「補助事業に係る収益額（Ｄ）」とは、「補助事業に係る売上額（Ｃ）」から、同売上額を得るのに

要した額（補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等）を差し引いた額をいう。

　なお、「補助事業に係る収益額（Ｄ）」がゼロまたはマイナスの場合には、（Ｄ）にゼロと記載する。

（６）「控除額（Ｅ）」とは、「補助事業対象経費（Ｂ）」のうち、補助事業者が自己負担によって支出し

た額」をいう。　控除額（Ｅ）＝補助事業対象経費（Ｂ）－補助金額（Ａ）

（７）「納付額（Ｆ）」＝（「補助事業に係る収益額（Ｄ）」－「控除額（Ｅ）」）

×（「補助金額（Ａ）」／「補助事業対象経費（Ｂ）」）　＊円未満切上げ

（注）補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。